2017年12月13日

広島大学長
越智光夫様

広島大学教職員組合
執行委員長　坂元国望

学術院再編に関する要求書

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご助力に敬意を表します。

さて、2017年11月14日の経営協議会に提出された資料「広島大学大学院再編の背景と構想」においては、「大学院再編に伴う人員配置」として学術院の下に新たに15の領域(Faculty)が設けられ、「全学人事委員会で大学改革構想に基づき戦略的人員配置」を行うことが、示されています。また、「優れた大学教員の確保・育成のための方針」(第152回教育研究評議会(11月21日)承認) を適用するためとして、人事の発議の単位を検討する、および分野別の教員業績審査基準を検討するためのWGが設置されました。「優れた大学教員の確保・育成のための方針」は、「原則として准教授、講師又は助教にはテニュアトラック制を適用する」という教員の身分・資格に関する重大な変更をともなうものでありながら、評議会では即日の承認を求められており、大学自治に対する大学側の認識に強い疑念を抱かざるを得ません。また、この方針を実行するためとして、更に人事の発議単位と審査基準についても学術院を中心に重大な変更が加えられる懸念があります。これらについて、大学は評議会、役員会での決定の後に、全学構成員に対しての説明を行おうとされています。

そもそも大学は学術院創設時から、ユニットは「データベースとして活用」し、「教育・研究・人事・予算等に関する権限を持たない」、「教育・研究・人事・予算等に関しては、教育・研究組織において検討する」と説明する一方で、実質的にユニットにこれらの権限の一部を担わせ、当初バーチャルとされていたユニットを実体化させてきました。また、採用・昇任人事においては、部局が専門的見地から選定した候補を、全学人事委員会がSGUの数値目標等の形式的な基準を優先して却下するなど、本学の教育・研究に損害を与え、構成員の志気を著しく低下させ、対外的な信用を失墜させる状況が繰り返されています。

今回の改編は教員の評価権者の変更や、現職教員の昇進条件の変更を含むもので、労働条件の変更の際に必要となる労使協議の対象であることに鑑み、12月25日（月）までに団体交渉を求めます。当該団体交渉には学長の出席を求めます。また、全学の各部局教員会に対して本件に関する説明会を開催することを求めます。これらの団体交渉ならびに説明会において、特に以下の点を含めて、明確にご回答下さい。

1) 今回の学術院改編が提起された背景とその目的、意義、タイムスケジュール、およびこれまでの学術院の権限についての大学の説明と今回の改編方針との関係。
2) 改編後の部局と学術院の関係。
3) 人事に関わる手続き、基準等の具体的な変更点。

最後に、改編の具体的な内容が明らかになり、各部局の明示的な合意が確認されないうちは、改編を強行せず、十分な議論の場を設けること、また、部局の人事に関する権限を十分に保障し、改編によって教育・研究・学内業務に大きな支障が生じる場合は、方針そのものを撤回することを求めます。なお、各部局の明示的な合意が確認された場合にのみ、組合は労使協議に応じることを申し添えます。

その他、大学が開催される全学構成員向け説明会は、両日とも勤務時間外の開催設定になっていますが、例えば26日は勤務時間内に開催することを求めます。育児中の職員への配慮をお願いします。

以上